

かほく市公共施設廃棄物収集運搬業務委託仕様書

受託者は、かほく市が委託して行う公共施設廃棄物の収集運搬業務をこの仕様書により行うものとする。

1 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 収集ゴミ等

収集運搬を委託するごみは、次に掲げるものとする。

但し、河北郡市広域事務組合が受け入れ可能な一般廃棄物であること

- (1)もえるごみ
- (2)もえないごみ
- (3)容器包装・資源ごみ

〔ビン、缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、紙パック、有害ごみ(蛍光管、乾電池、体温計、かがみなど)、廃食用油〕

3 収集区域

市内公共施設44ヶ所(別紙参照)

4 収集日

収集回数は別紙のとおりとし、曜日・時間等については協議により決定する。
ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までは収集しない。

5 搬入

本業務で収集したごみは、収集日当日に、次のとおり搬入するものとする。

- (1)搬入施設及び搬入時間は、次のとおりとする。ただし、施設の事情又は、ごみの量が多い等特別な事情がある場合は、河北郡市広域事務組合、かほく市及び受託者の3者協議のうえ変更することができる。
- (2)搬入場所(処理施設)及び搬入時間については、河北郡市広域事務組合の指示に従うこと。
- (3)施設内でのごみの計量及びピットでのごみの投入等については、係員の指示に従うこと。

6 収集運搬車両

- (1)受託者は、本業務を遂行するに足りる塵芥収集車を保有すること。
- (2)収集運搬車両は、ごみが飛散又は流出し、悪臭が漏れるおそれのないものでなければならない。
- (3)受託者は、関係法令を遵守し、使用する収集運搬車両の整備点検を適正に行い、常に収集業務に支障のないようにしておかなければならない。

7 収集作業及び施設

- (1)受託者は、本業務を安全且つ適正に履行するために必要な数の運転手及び収集作業員を配置しなければならない。
- (2)運転手及び収集作業員は、業務内容を十分に熟知し、収集運搬車両の構造を十分に把握し、安全な操作ができる者で、適正に業務を遂行できる者であること。

8 収集作業及び施設

- (1) 収集は、収集日にできるだけ迅速に行うものとする。
- (2) 収集作業は、安全かつ効率的に実施するものとする。
なお、ごみの取り残しがあった場合、その他、市から指示があった場合は、速やかに対応すること。
また、収集日以外のごみ、収集不可能なごみ(粗大ごみ、一般廃棄物以外のごみ)がごみ集積場にあった場合は、収集出来ない旨が分かるようにして、収集を行わないこと。
- (3) 業務中は、かほく市から連絡が常に取りれる体制を作っておくこと。
- (4) 収集運搬車両保管場所は、運行前の点検、清掃等に支障のない広さを有するものとし、洗車設備は、洗車及び汚水の処理等について周囲に迷惑を及ぼさないものとする。
- (5) かほく市は、必要に応じて受託者が使用する器材等を検査し、不備と認めるものについては、改善の指示をすることができる。この場合において、受託者は、当該指示に従わなければならない。

9 収集運搬車両の運行

収集運搬車両の運行は、道路交通法、その他の関係法令を遵守し、事故防止に努めるものとする。

- (1) 収集運搬作業中は、他の車両の交通妨害にならないよう留意するとともに、道路上で、ごみの積替え又は分別をしないこと。
- (2) 収集運搬作業中に事故が発生した場合は、直ちにかほく市に報告するとともに、誠意をもって対応し、受託者の責任において解決するものとする。
- (3) 収集運搬車両については、対人賠償無制限の任意保険に加入しなければならない。

10 一般的な遵守事項

本業務の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条に定める収集及び運搬の基準、その他関係法令の規定によるほか、次の事項を遵守すること。

- (1) 運転手及び収集作業員は、作業服、作業靴、ゴム手袋等を着用し、常に清潔かつ安全を保つこと。
- (2) 常にホウキ・チリトリ等清掃用具を携行し、飛散したごみは必ず清掃するものとし、ごみ集積場所等の清潔保持に努めること。

11 受託者の責務

- (1) 受託者は、言動が粗暴な者、品行不良な者、健康でない者、その他かほく市が不相当と認めるものを従事させてはならない。
- (2) 受託者は、運転手及び収集作業員に対し関係法令、契約書及びその他業務に必要な事項を熟知させるとともに指導教育しなければならない。
- (3) 受託者は、労働安全対策を策定し、自らの責任で労働安全衛生法及び関係法令を遵守するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の処理を他人に再委託し、又は請け負わせてはならない。

12 研修

分別、収集ルート等の研修、調査を受託者の負担で行い、4月1日から適正に収集業務を行うことができるようにすること。

13 業務実績の記録、報告

毎月の本業務の処理について「委託業務完了届」「廃棄物収集業務報告書」及び「燃えるごみ収集実績報告書」等を作成し、翌月の10日(3月の委託業務については、3月末日)までに提出しなければならない。

14 経費等の負担

本業務を行うために必要な経費等は、すべて受託者の負担とする。

15 委託の解除

市は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、委託契約を解除することができる。

この場合において、受託者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

- (1) 受託者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったとき。
- (2) 受託者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められたとき。
- (3) 受託者がかほく市の指示に従わなかったとき。

16 損害賠償

受託者は、本業務の処理に関して、かほく市又は第三者に損害を与えたときは、受託者の負担において、その損害を賠償しなければならない。

17 委託料の支払

受託者は、「委託業務完了届」の確認を受けた後、月ごとに委託料の支払いをかほく市に請求するものとし、市は、当該請求があった日から30日以内に、当該請求に係る額の委託料を受託者に支払うものとする。

なお、一ヶ月当たりの支払額は、契約金額の12分の1に相当する額とし、1円未満の端数がある場合は、委託料精算月(3月分)に併せて支払うものとする。

18 収集計画(委託業務内容)の変更

かほく市は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、収集区域その他、本業務の内容を変更することができる。本業務の内容を変更した場合において、委託料の額を変更する必要があるときは、かほく市と受託者が協議の上、委託料の額を変更するものとする。

19 その他

- (1) かほく市は、本業務の処理に関し、特に必要があると認めた事項をその都度、受託者に指示することができる。この場合において、受託者は、当該指示に従わなければならない。
- (2) 令和7年度本業務受託者と十分な引継ぎを行い、本業務に支障のないようにすること。
- (3) かほく市が、主催、協賛などをする、環境保全活動等に、積極的に参加すること。
また、自治会・各種団体等による地域のさまざまな環境保全活動への取り組みに参加すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項に疑義を生じた場合については、必要に応じてかほく市と受託者が協議して定めるものとする。